

令和6年度  
生徒手帳



新潟県立津南中等教育学校



---

# 生徒に望むこと

---

— 真の中等教育学校生となるために —

---

- 1 精神的に自立する
- 2 日々の生活を律する
- 3 他人のことを考えられる人間になる
- 4 未来に向けて、今、何をすべきか自覚する

環境は人間を変え、人を育てます。中等教育学校を選んだ理由は、自分を鍛え、より高いものを目指したいと考えたからではないでしょうか？お互いに切磋琢磨し、社会に貢献する人間に成長できる環境が、ここにはあります。

充実した学校生活を送るためには、まず日々の生活を整えることが第一歩です。困難を乗り越えられるよう、少しのことでは崩れない安定したリズムを持ちましょう。自分一人で生きているのではないことに気づき、まわりのことを見るゆとりを持ってください。

夢の実現は「実現する力」を育てることなしには、あり得ません。自分を甘やかさず、深く学び、厳しく自分を鍛えてください。しっかりと状況を判断できる力が、夢の実現の裏づけとなります。

正しいこと、大切なことを、誇り高くやり抜く勇気を持ったリーダーとなろう！

新潟県立津南中等教育学校長

新潟県立津南中等教育学校校歌

作詞 森野 高吉  
作曲 津藤 内

*mf*  
みす づか る しな のがわ たゆみなく な がれながれる

ふり つも る こを をながして いわた をけーず る

なな えな す かさなるおかへ だんごの のよくあひらける

てんたか く くもほむきたち さわやかな かげふわた -

*mp*  
る もえる ひのかえんのどきに つむは はを かた

どるどきに しあわせにゆたかなみのりのねがい をこめ -

*mp*  
た ほるか むかしに ひとはすみ すみ つま のさと

く らすえちごじのはて つまみのさと

の さあ ひか - う ほなさくきぼうのおかに

つどおろみどりのかげふく まなひのせのにて

つなごうひとみ をあげて まつづくに あしたにむかって

すんでゆこう あら-いに たらなる にじ

こえでゆこ

# 新潟県立津南中等教育学校 校歌

作詞 庭野富吉

作曲 後藤 丹

みすずかる信濃川  
たゆみなく流れ流れる  
降り積もる時を流して  
巖根を削る  
七重なす重なる岡辺  
段丘の沃野開ける  
天高く 雲は沸き立ち  
さわやかな風吹き渡る  
燃える火の 火焰の土器に  
産む母をかたどる土器に  
幸せと豊かな実りの願いを込めた  
遙か昔に 人は住み  
住み継ぎ暮らす  
越後路の果て妻有の里野  
さあ 光 花咲く希望の岡に集おう  
緑の風吹く学びの園に手を繋ごう  
瞳を上げて真っ直ぐに  
明日に向かって進んでゆこう  
未来に連なる虹 越えてゆこう

# 目 次

校長あいさつ

校 歌

校章・校章デザイン..... 3

学校の概要..... 4

教育目標・教育方針..... 6

学校学則..... 8

生徒指導に関する申し合わせ.....16

部活動規程..... 22

学習を目的とする土・日・祝日における  
教室の使用について.....28

生徒会会則..... 30

生徒会役員選挙規則.....34

生徒会組織図.....37

教育課程.....38

校時表.....40

## 校 章



校章デザイン：長岡造形大学 福田毅 教授

「T」は津南中等教育学校、周りの「花」はやさしさを表している。やさしさの意味は、家族・友達・教師・地域の人などのやさしさであり、津南の大自然のやさしさ・ぬくもりである。生徒を取り巻くすべての人々・自然の暖かさ・やさしさ・ぬくもりに支えられて、生徒たちがたくましく大きく成長し、各自の「夢」を実現させてほしいとの願いが込められている。

(平成18年4月の開校に合わせて制定)

# 学校の概要

## 1 学校の概要

- (1) 所在地 〒949-8201  
新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊298-1  
電 話 025-765-2062(代表)  
ファックス 025-765-3690  
U R L <http://www.tsunan-ss.nein.ed.jp/>  
電子メール [school@tsunan-ss.nein.ed.jp](mailto:school@tsunan-ss.nein.ed.jp)
- (2) 課程・学科 全日制課程 6 年（前期課程 3 年、  
後期課程 3 年） 普通科
- (3) 学級数 1 学年 2 学級、 2 学年 2 学級、  
3 学年 2 学級  
4 学年 2 学級、 5 学年 2 学級、  
6 学年 2 学級

## 2 沿 革

平成17年11月 1日

新潟県立津南中等教育学校が設置される。  
(県立津南高等学校の校地・校舎を利用)

平成18年 3月31日 ランチルーム完工

平成18年 4月 1日

新潟県立津南中等教育学校が開校

平成18年 4月 4日

第 1 回入学式が挙行される（第 1 期生 81名）

平成18年10月21日

開校記念式典が挙行される

平成19年10月15日

特別教室棟耐震工事（第 1 期）完工



平成20年10月20日

特別教室棟耐震工事（第2期）完工

平成21年10月30日

管理普通教室棟改修・補強工事（第1期）完工

平成22年 9月30日

管理普通教室棟改修・補強工事（第2期）完工

平成22年12月10日

第2体育館改修・補強工事 完工

平成24年 3月16日

第1回卒業証書授与式が挙行される(第1期生 69名)

平成24年 9月30日

昇降口・渡り廊下改修建築工事完工

平成27年10月30日

創立10周年記念式典が挙行される

### 3 歴代校長

代	氏名	在職年月日
1	小熊 牧久	平成17年11月1日～ 平成21年 3月31日
2	本田 雄二	平成21年 4月1日～ 平成24年 3月31日
3	吉原 満	平成24年 4月1日～ 平成27年 3月31日
4	遠間 春彦	平成27年 4月1日～ 平成29年 3月31日
5	渡邊 治夫	平成29年 4月1日～ 平成31年 3月31日
6	小林 英明	平成31年 4月1日～ 令和 4年 3月31日
7	関口 和之	令和 4年 4月1日～

# 教育目標・教育方針

## 1 教育目標

主体的に学び、確かな学力・豊かな表現力を身につけるとともに、地域社会・自然との関わりの中で思いやりの心を育み、次代を担う人間性豊かなたくましい人材を育成する。

## 2 教育方針

～夢の実現～

- (1) 夢を実現できる確かな学力の育成
- (2) 世界に向かって自己表現できる能力の育成
- (3) 思いやりの心、たくましく生きる力の育成
- (4) 生徒一人ひとりを大切にした親身な指導による個性の伸長

## 3 学校運営方針

- (1) 夢を実現できる確かな学力の育成
  - 確かな学力の育成
    - ・ 発達段階に応じた、わかる授業と知的好奇心を触発する授業
    - ・ 朝テスト・再テストのサイクルによる基礎学力の向上
    - ・ 大学入学共通テスト5教科型全員受験
  - 意欲的・自主的な学習態度の育成
    - ・ 毎日の小テストと課題による学習習慣の確立
    - ・ 英語、数学、漢字検定など各種検定への挑戦
  - 夢を育む教育の推進
    - ・ 起業家やその道のプロによる「夢講演」と

## 節目ごとの進路講話

### (2) 世界に向かって自己表現できる能力の育成

#### ○ 豊かな表現力の育成

- ・ 海外研修の実施（4年次）
- ・ 地域の課題を改善する方策を考え提案する探究活動「津南妻有学」
- ・ 発表力を高めるための各種報告会・発表会の実施
- ・ スピーチコンテストへの参加、ディベートの取組

### (3) 思いやりの心、たくましく生きる力の育成

#### ○ 地域の自然や文化を活用した体験学習

- ・ 苗場山麓ジオパーク学習、チャレンジウォークの実施
- ・ 地域ボランティアや異学年交流の促進
- ・ スキー授業(1～5年次)、職場体験実習(2年次)の実施
- ・ 部活動の充実

#### ○ 人権感覚、人権尊重の実践的態度の育成

- ・ 人権教育、同和教育強調週間における授業実践

### (4) 生徒一人ひとりを大切にしたい親身な指導による個性の伸長

#### ○ 一人ひとりを大切にしたいきめ細かな指導の実施

- ・ 二人担任制のメリットを生かした指導などの運用

#### ○ 分かるまで丁寧に指導し、着実に力を伸ばす

- ・ 分かるまでの丁寧な指導
- ・ 少人数・習熟度別授業の実施

#### ○ 教育相談などで悩みの早期解決を図る

- ・ 校内組織とスクールカウンセラーとで連携した教育相談の実施

# 新潟県立津南中等教育学校学則

## 第1章 総 則

(学則制定の趣旨)

第1条 この学則は、新潟県立学校管理運営に関する規則第2条の規定に基づいて、本校の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名称、位置及び学科)

第2条 本校の名称、位置及び学科は次のとおりとする。

名 称	位 置	学 科	
新潟県立津南 中等教育学校	新潟県中魚沼郡津南町 大字下船渡戊298番地の1	前期課程	-
		後期課程	普通科

(修業年限及び収容定員)

第3条 本校の修業年限及び収容定員は次のとおりとする。

修業年限	収容定員
6年（前期課程3年、 後期課程3年）	新潟県教育委員会（以下「委員会」という。） の定めるところによる。

第4条 削除

## 第2章 学年、学期、授業終始及び休業日

(学年、学期及び授業終始)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 学年を分けて、次の2学期とする。
  - 1 学期 4月1日から9月30日まで
  - 2 学期 10月1日から3月31日まで
- 3 授業終始の時刻は、校長が別に定める。  
(休業日)

第6条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
  - (2) 日曜日及び土曜日
  - (3) 夏季休業日 7月25日から8月26日まで 33日
  - (4) 冬季休業日 12月24日から1月6日まで 14日
  - (5) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで 7日
  - (6) 学年始休業日 4月1日から4月4日まで 4日
  - (7) その他委員会が認めた日
- 2 校長は、必要と認めた場合は、新潟県立学校管理運営に関する規則第8条第1項に示された範囲内において、前項の休業日を変更することができる。
  - 3 校長は、校務の運営上、特に必要があると認めるときは、委員会の承認を得て休業日を授業日とし、又は授業日を休業日とすることができる。

(臨時休業)

第7条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。

### 第3章 教育課程、授業日時数及び生徒の指導 (教育課程及び授業日時数)

第8条 本校の教育課程及び授業日時数は、学習指導要領の基準及び委員会が別に定める基準によって、別に定める。

2 前項の教育課程及び授業日時数は、毎学年の初めにおいて校長が定める。

(修学旅行)

第9条 宿泊を要する修学旅行を実施する場合は、在学中2回とし、前期課程は2泊3日以内、後期課程は5泊6日以内の旅行日数で行う。

(生徒心得)

第10条 生徒は、本校の定める生徒心得を守らなければならない。

(欠席及び欠課等)

第11条 校長は、常に生徒の出席状況を明らかにし、生徒指導の資料として活用を図らなければならない。

2 生徒が、欠席、欠課、遅刻及び早退等をする場合は、所定の手続を経なければならない。

(対外行事への参加)

第12条 生徒が、文化及び体育関係等の対外行事に参加する場合は、校長の許可を得なければならない。

(感染症予防の措置)

第13条 生徒が、感染症にかかり、又はかかるおそれがあるときは、校長は、その生徒の出席停止を命ずることができる。

## **第4章 成績の評価並びに単位、各学年の課程の 修了及び卒業の認定**

(成績の評価等)

第14条 成績の評価並びに単位、各学年の課程の修了及び卒業の認定は、学習指導要領の基準に基づいて、校長が別に規程を定める。

(卒業証書の授与、前期課程修了証明書及び単位修得証明書の交付)

第15条 校長は、本校所定の課程を修了したと認められた者には、卒業証書を授与する。

2 校長は、前期課程の全課程を修了したと認められた者には、必要に応じて、所定の前期課程修了証明書を交付する。

3 単位を認定したときは、校長は、必要に応じて、所定の単位修得証明書を交付する。

## **第5章 入学、退学、転学、留学及び休学等**

(入学資格)

第16条 本校に入学することができる者は、委員会の定めるところによる。

(入学志願の手續)

第17条 入学を志願する者は、所定の入学願書に入学考査料を添えて、出身学校長を経て、校長に願い出なければならない。

(入学者の選抜)

第18条 校長は、委員会が定めるところにより、入学者の選抜を行う。

(入学許可)

第19条 入学は、校長が許可する。

(誓約書)

第20条 入学を許可された者は、入学後10日以内に、保護者が署名した所定の誓約書及び住民票の写しを、校長に提出しなければならない。

(保護者)

第21条 保護者は、生徒に対して親権を行う者、親権を行う者がいないときは、後見人で、本校に対して、生徒に関する一切の責任を負うことのできる者でなければならない。

2 生徒若しくは保護者が住所又は氏名等を変更したときは、速やかに校長に届け出なければならない。

(転学及び転入学)

第22条 生徒が、転学をしようとするときは、保護者は、所定の転学願を校長に提出しなければならない。

2 校長は、他の中学校又は高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）から転入学を志望する生徒があるときは、教育上支障がなく、かつ、本校生徒として適当と認めた場合は、これを許可する。

(留学)

第23条 後期課程の生徒が、外国の高等学校に留学しようとするときは、保護者は、所定の留学願を校長に提出して、その許可を得なければ



ばならない。

- 2 前項の願い出があったときは、校長は、教育上有益と認める場合には、留学を許可することができる。
- 3 校長は、第14条の規定にかかわらず、前項により留学を許可された生徒について、国外の高等学校における履修を本校における履修とみなし、36単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。
- 4 校長は、前項の規定により単位の修得を認定した生徒について、第5条第1項に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

(休学)

第24条 後期課程の生徒が、病気その他やむを得ない事由によって休学しようとするときは、保護者は、所定の休学願を校長に提出しなければならない。

- 2 前項の願い出があったときは、校長が適当と認めた場合、1月以上1年以内の期間で休学を許可するものとする。ただし、校長が必要と認めた場合は、引き続き休学を許可する。

(復学)

第25条 休学中の生徒が、復学しようとするときは、保護者は、所定の復学願を校長に提出して、その許可を得なければならない。

(退学及び再入学)

第26条 生徒が、退学しようとするときは、保護者は、所定の退学願を校長に提出して、その許可を得なければならない。

2 いったん退学した生徒の再入学は、再入学の理由を校長が適当と認めたときに限り、原学年以下に入学を許可する。

(編入学)

第27条 第1学年の途中又は第2学年以上に編入学を志願する者がある場合には、その者が、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があり、かつ、校長が本校生徒として適当と認めたときに、これを許可する。

## 第6章 生徒の表彰及び懲戒

(表彰)

第28条 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒を表彰することがある。

2 表彰に関する規程は、校長が別に定める。

(懲戒)

第29条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。

2 前項の懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。ただし、停学は、前期課程の生徒に対して行うことはできない。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対して行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込がないものと認められる者
  - (2) 学力劣等で成業の見込がないものと認められる者
  - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
  - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- 4 第2項の停学は、性行不良であって他の生徒の教育に妨げがあると認められる生徒に対して行うものとする。
- 5 第2項の訓告は、教育上必要があると認められる生徒に対して行うものとする。

## 第7章 校務分掌

(校務分掌)

第30条 本校の校務分掌は別に定める。

- 2 前項の校務分掌は、毎年度の初めに校長が定める。

## 第8章 入学料相当額及び入学考査料

(入学料相当額及び入学考査料の納入)

第31条 入学料相当額及び入学考査料の徴収は、新潟県立学校条例の定めるところによる。

(入学料相当額の減免)

第32条 入学料相当額の減免は、新潟県立学校条例の定めるところによる。

## 附 則

この学則は、平成25年8月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

# 生徒指導に関する申し合わせ

## 第1章 服装・容儀等に関する規程

### (制服)

第1条 生徒は、登下校時及び校時中は本校指定の制服を着用するものとする。津南中等教育学校生として誇りと品位を保ち、清潔感のあるきちんとした着こなしを心がけること。

2 制服の形状及び着用期間は、以下のとおりとする。

(1) 冬服の着用期間は原則として10月～5月、夏服の着用期間は6月～9月とし、移行期間を別に定める。

(2) 冬季

- ・学校指定の制服〔上着・ズボン（スラックス）・スカート〕。
- ・制服の下は白ワイシャツ・白ポロシャツとする。
- ・寒い場合はベスト・セーター・カーディガンを重ね着してもよい。ただし、制服からはみ出ないこと、華美でないこと。
- ・スカート丈はひざが余裕をもって隠れること。
- ・スカートを着用する際は黒のタイツを着用してもよい。

(3) 夏季

- ・学校指定の制服〔ズボン（スラックス）・

スカート]。

- ・上は白ワイシャツ又は白ポロシャツとし、裾は出さない。
  - ・学校指定のベストを着用してもよい。
- (4) 冬季の制服には、校章を付ける。
- (5) 名札を付ける。(校内のみ)
- ・前期生は、冬季の制服に必ず名札を付ける。
  - ・後期生は、式典等の学校行事に際しては必ず付ける。
- (6) 靴下はワンポイントまでとし、色は紺または黒とする。足首の見えるスニーカーソックスは、体育の授業・部活動時のみ着用してもよい。
- (7) 指定の上履きには、記名する。

(容儀)

第2条 頭髪は、中等教育学校生として活動にふさわしい清潔なものとする。染色や脱色等をせず、生来の自然の色や形を維持する。目安として、前髪は目にかからないこと、前期生は肩にかかったら結ぶこととする。

2 アクセサリー類は、一切身につけない。ピアスの穴を身体に開けない。

3 化粧・マニキュア等は禁止する。

4 髪どめは、飾りのないシンプルなものを使用する。

(所持品)

第3条 不要物は学校へ持ってこない。

- 2 前期生は携帯電話を所持することができるが、原則学校への持ち込みを禁止とする。ただし、公共交通機関等で通学する者でどうしても必要な者に限り、事情を審査した上で持ち込みを許可する。持ち込み希望者は「携帯電話持込願」を学校に提出する。許可を受け、持ち込んだ携帯電話については、登校後電源を切ったうえで、担任に預け、校地内で使用しない。使用は、登下校の際の家庭連絡に限る。「携帯電話持込願」は毎年度提出する。
- 3 後期生は、携帯電話・スマートフォンを持ち込んでもよいが、校内では電源を切り、鞆の中に入れておく。または、貴重品として担任に預ける。使用については以下の通りとする。
- (1) 登下校時の使用について  
不必要な使用は禁止とし、歩行中やバス停での使用は安全のため厳禁とする。
- (2) 校内での使用について  
授業での使用は、授業担当者の指示によるものとする。学校行事では、その都度制限を設けて使用を認める場合もある。
- 4 前期生は指定の鞆を使用すること。

## 第2章 通学及び運転免許に関する規程

### (通学)

第4条 通学にあたっては、交通ルールを守り、交通安全を常に心がける。

2 バスや鉄道などの交通機関を使用する者は、公共マナーを遵守する。

3 登下校の際、学校前の道路は、学校と反対側の「歩道」を通る。道路を横断する時は、必ず横断歩道を渡る。

4 通学時は用事がないのに不必要なところに立ち寄らない。

5 バイク・自転車での通学は禁止する。

6 下校完了時間は17時55分とする。ただし冬季における前期生の下校完了時間は17時20分とする。

### (運転免許の取得)

第5条 運転免許証の取得は、原則として認めない。

2 卒業後の進路が決定しており、その進路先において自動車免許の取得が必要である6学年の生徒は、自動車教習所通学許可願を提出し、運転免許証取得の許可を得なければならない。自動車教習所への通学を開始できる時期は、大学入学共通テスト終了後とする。ただし、欠点保有者については欠点科目を解消するまでは自動車教習所に通うことはできない。

### 第3章 校内生活に関する規程

第6条 やむを得ず欠席又は遅刻する場合は、事前に保護者から学校へ連絡する。

第7条 登校後は校地外に出ない。特別な事情があって外出する場合は、その前後に必ず担任へ連絡報告する。

第8条 窓枠に腰掛ける等、危険な行為は絶対にしない。

第9条 校舎・校具・教具などを破損した場合はすぐに申し出る。

第10条 月曜日・木曜日の放課後は17時00分まで、体育館等を運動場として使用してもよい。後片付け等が完全でない場合、使用を禁止する場合がある。また職員会議等、職員の日が届かない日は使用不可とする。

### 第4章 校外生活に関する規程

第11条 社会規範を守り、他人に迷惑をかけるはならない。情報モラルに反する行為をしてはならない。

第12条 生徒同士の外泊、夜遊びは禁止とする。

第13条 生徒同士の金銭の貸し借りや物品の売買はしてはならない。

第14条 アルバイトは学業に専念する観点から禁止とする。

第15条 事故に遭遇したり、事故を起こした際には、直ちに学校に報告する。



## 第5章 特別指導に関する規程

第16条 生徒指導上必要がある場合は、特別指導を行う。

# 部活動規程

## 1 部活動の意義

「思いやりの心、たくましく生きる力の育成」

- ① 興味・関心の追求による個性の発見と伸長を図る。
- ② 他学年との交流を通じて豊かな人間関係の育成を図る。
- ③ 自主的・実践的な態度の育成等、集団活動における社会性の育成を図る。
- ④ 心身の健康の増進、体力の向上を図る。
- ⑤ 規範意識やマナーの指導を通して秩序ある態度を育成し、心身の調和のとれた発達を図る。
- ⑥ 集団の一員としての自覚を高め、他と協力しながら自己の責任を果たし、よりよい生活を築こうとする態度を育てる。

## 2 現在の本校の部活動

運動部【5】サッカー、陸上競技、卓球、  
軟式野球、バレーボール

文化部【3】吹奏楽、アート、科学

## 3 部活動生徒心得

- (ア) 学習と部活動の両立に努め、基本的な生活習慣を身につけること。
- (イ) いつでも大きな声で気持ちのいい挨拶ができるようにすること。
- (ウ) 規範意識や秩序ある態度を身につけること。
- (エ) 部の一員として、他と協力しながら自己の

責任を果たし、よりよい生活を築こうとする態度を身につけること。

#### 4 部活動規約

##### (1) 入部・退部・転部について

###### ① 入部

- ・本校の生徒で、本人の希望と保護者の同意があり、活動意欲と熱意がある生徒が入部の資格を有する。
- ・入部を希望する場合は、担任に入部届（様式1）を提出すること。

###### ② 退部

- ・退部は、顧問や担任とよく相談した上、保護者から了承を得て、担任に退部届（様式2）を提出すること。

###### ③ 転部

- ・転部は現部活動の顧問や担任とよく相談した上で退部届を提出し、改めて新しく入部したい部活動へ入部届を担任に提出すること。

###### ④ その他

- ・新1年生の部活動見学・体験入部については、正式入部日の1～2週間前（年間行事計画に提示されている期間）に実施する。  
(15:30～16:30)

##### (2) 練習について

- ###### ① 顧問が学校内に不在の時は、原則として禁止する。事情がある場合は代替りの教師を置

き、当該教師の指示に従う。

- ② 学校が定めた部活動中止の日は、原則として中止する。
- ③ 定期考査（中間考査・期末考査）1週間前は、原則部活動を中止する。
- ④ 早朝練習は原則禁止する。
- ⑤ 顧問が責任をもって安全管理をし、活動後は、速やかに下校を促すこと。
- ⑥ 指定練習日以外は、原則として活動を禁止する。
- ⑦ 冬期の練習場所については顧問会議を設けて決定する。

### (3) 休日の部活動について

- ① 略
- ② 顧問が見つからない場合、休日練習は原則禁止する。
- ③ 週休日のいずれか1日は、生徒の負担軽減のため部活動は実施せず回復に充てるよう顧問で指導に努めるものとする。

### (4) 大会等前の練習について

- ① 大会等1週間前は、強化期間とし、活動を行うことができる。ただし、顧問は、生徒指導部の部活動担当者に申告した上で、前月の職員会議で承認を得ることとする。

考査期間中及び、考査直後に大会がある場合は、部活動中止期間であっても指定された活動日は、活動を行うことができる。ただ

し、顧問・部員・保護者の同意があることを前提とする。また、顧問は、生徒指導部の部活動担当者に申告した上で、前月の職員会議で承認を得ることとする。

(5) 大会及び強化練習会等の参加について

- ① 略
- ② 休日・祝日に開催される大会及び、強化練習会の参加については、許可願（様式3）を学校長に提出し、承認を受けてから参加すること。
- ③ 授業日に大会が実施される場合は、許可願（様式3）を学校長に提出し、承認を得て参加することができる。参加生徒は、3日前に公欠届（様式4）を各教科担当者に提出すること。
- ④ 授業日の強化練習会等（大会以外）は、原則授業を優先する。ただし、学校長が許可した場合に限り参加することができる。参加する場合は、許可願（様式3）を学校長に提出すること。

(6) 活動終了時間・下校について

- ① 完全下校の15分前には練習を終え、片付け・戸締まり等をして下校すること。
- ② 通常練習日において2日間続けて完全下校を守れなかった部活動は、2日間活動を中止し、顧問の指導により愛校作業を行う。内容については顧問教師の指導に従う。

③ 活動終了・下校時間は以下のとおりとする。

活動期間		曜日	終了時刻	部活下校	完全下校
4月～	前期生	火・水・金	17:00(17:30)	17:20	17:55
	後期生	火・金	17:00(17:30)	17:20	17:55
12月～	前期生	火・水・金	17:00	17:20	17:20
	後期生	火・金	17:00(17:30)	17:20	17:55

部活動の終了は原則17:00までとする。ただし、大会前等に顧問、生徒、保護者で合意が形成されている場合は、17:30まで延長できる。

※完全下校について（特に冬季）は、生徒の安全面（日没・天候の状況）を考慮して変更することもある。

※バス待ちの生徒は、自学教室で静かに待機すること。（正門前に集まらない。）

※12月からの冬季時間において、承認を得た3年生は後期生の部活動に参加できる。

(7) 県外での活動について

① 県外で行われる対外試合や練習試合等は、1ヶ月前までに学校長に申請（様式5）し、許可を受けなければならない。

② 宿泊を伴う対外試合は原則として認めない。特別な事情がある場合は、学校長に申請（様式6）し、許可を受けて実施することができる。また、保護者の承認を前提とする。

(8) 服装について

① 運動部の練習着は、顧問教師が指定する練習着（競技使用着やユニフォーム）及び学校指定の体操着とする（シャツ出し、腰パン等だらしない着用はしない）。

② 防寒具等については顧問が必要と判断した上で使用をすることができる。但し、その期間と種類等を適切に設定するものとする。

(9) 部室・更衣室の使用及び更衣について

① 部室は指定された場所を使い、各部の責任で戸締まりを行う。

② 部室・更衣室は、活動に使用する用具の保管、更衣のみに使用する。活動以外の目的（個人の体操着、教科書、私物等の置き帰り等）で使用してはならない。

③ 活動場所（更衣室も含む）の使用後は、整備・清掃を行うこと。また、使用した道具類の後片付けも責任をもって行うこと。

④ 個人の荷物は、整理整頓を心がけ、自分たちが活動する場所で責任をもって管理するものとする。

⑤ 以上の事項が守れていない場合は、部活動顧問会議及び職員会議にて合議し、部室及び更衣室の使用を禁止する。

(10) その他

① 学校の部活動にない種目について

各自が所属する団体の規定に沿って大会に参加できる。学校の部活動にも所属している場合は、参加日程を2週間前までに顧問に伝えることとする。なお、当該生徒にかかる諸経費については、すべて自己負担となる。また、各種手続きは当該生徒と保護者、所属する団体で行うこととするが、学校にしかできない手続きがあれば代行する。

# 学習を目的とする土・日・祝日における教室の使用について

## 1 方針

土曜・日曜・祝日・長期休業中（閉庁日を除く）において、自主的な学習を目的として登校を希望する生徒に対して、使用目的や内容が妥当な場合は教室使用を認める。

## 2 使用時間及び場所

- (1) 時間 夏季（4月～11月）8:30～17:15  
冬季（12月～3月）8:30～16:15の時間帯
- (2) 場所 各学年で指定する

## 3 生徒登校時の手続きについて

- (1) 通常登校と同様に生徒玄関から入り、備え付けの「休日登校学習ファイル」に、登校時間、学年・組、氏名、使用教室等必要事項を記入する。
- (2) 下校時には、ファイルに下校時間等を記入する。特に、使用教室の最後になった生徒は、消灯・窓閉め・冷暖房の停止等を確認し、ファイルにも記載する。
- (3) 進路資料室等の施錠を要する部屋を使用する場合、開錠・施錠については職員にお願いする。



## 4 その他

- (1) 以下の事項に違反した場合は、当該学年が指導し、一定の期間、登校学習を禁止する。
  - 時間外の使用
  - 学習以外の目的での教室使用
  - 指定された教室以外の使用
  - 電気の消灯、窓閉め、冷暖房の停止
  - 他の生徒の迷惑になる行為の禁止
- (2) 土曜講習や模擬試験終了後、引き続き残って教室で学習をする場合は、職員に申し出る。
- (3) 夏季の冷房、冬季の暖房器具使用は自習室、進路資料室（管理をする教職員がいる場合）のみ可とする。暖房器具を使用する場合、備え付けの「暖房器具使用簿」にも記入すること。冷・暖房器具の使用方法が分からない生徒は、職員に申し出る。
- (4) 警備上又は防災上の問題等が発生した場合は、職員で対応方針について協議する。

# 津南中等教育学校生徒会会則（平成24年度～）

## 第1章 名称

第1条 本会は津南中等教育学校生徒会という。

## 第2章 目的

第2条 本会は生徒相互の個性の伸長を図り、人格の向上と校風の発展に努めることを目的とする。

## 第3章 活動

第3条 前条の目的を達成するため、校長及び職員  
の指導と監督のもとで次のような活動を計画し、運営する。

- ① 学級活動に関する事
- ② 校内活動に関する事
- ③ 校外活動に関する事
- ④ 福祉活動に関する事
- ⑤ その他生徒会行事及び活動に関する事

## 第4章 会員

第4条 本会の会員は、本校の在校生全員とする。

## 第5章 組織

第5条 本会に次の機関を置くこととする。

- ① 生徒総会
- ② 中央委員会
- ③ 専門委員会
- ④ 学年委員会
- ⑤ 生徒会執行部

第6条 生徒総会は本会の最高決議機関であり、次のことを決定する。

- ① 生徒会活動の大綱に関すること
- ② 予算の決議に関すること
- ③ 会則の改正に関すること
- ④ その他必要なこと

第7条 中央委員会は総会に次ぐ決議機関であり、生徒会執行部・専門委員会・学年委員会の委員によって構成され、生徒会運営上必要なことを審議して決定する。

第8条 学年委員会は各学級の級長・副級長によって構成され、学級活動・専門委員会活動を推進する。

第9条 生徒会執行部は総会の運営・議事録・会計事務など、本会の運営に必要な活動を行う。

第10条 定例の生徒総会は年1回開き、必要に応じて臨時総会を開くことができる。いずれも会長が招集する。

第11条 専門委員会は年数回開き、必要に応じて臨時委員会を開くことができる。いずれも委員長が招集する。

第12条 総会及び中央委員会の定足数は、会員の3分の2以上とする。

## 第6章 決定

第13条 総会及び中央委員会は過半数で決議し、可否同数の時は議長が決定する。決定事項については、校長の許可を得なければならない。

## 第7章 役員

第14条 本会は次の役員を置く。

- ①会長 1名
- ②副会長 2名
- ③書記長 1名
- ④執行委員 若干名
- ⑤議長・副議長 各1名（3年生より）
- ⑥級長・副級長 各学級1名（男女1名ずつ）
- ⑦専門委員長 各委員会1名
- ⑧学年委員長 各学年1名

第15条 会長・副会長は、別に定める生徒会役員選挙規定により決定する。議長・副議長・執行委員は会長が委嘱する。

第16条 専門委員長は、委員選出後、各委員会の5年生より1名を互選する。学年委員長は、各学年の級長より1名を互選する。

第17条 本会の役員任期は、4月から3月までの原則1年間とする。欠員が生じた時の補欠役員の任期は、前者の残留期間とする。

第18条 会長は本会を代表して会務を行う。副会長は会長を補佐し、会長不在の時は会務を代行する。

第19条 本会の執行部役員（①～③）は、校長の任命を受ける。

## 第8章 権利・義務

第20条 会員は、平等に役員になること及び適切な役員を選出する義務を負う。

第21条 会員は、会の発展のため有効な意見を述べる責任と権利を持つ。

第22条 会員は、全ての総会の決議・中央委員会の決議に従わなければならない。

第23条 会員は誰でも40名以上の賛成を得た場合は、会長に申し出て総会を開かせることができる。

第24条 会員は平等に会費を負担し、その恩恵を受ける権利がある。

第25条 会則は、生徒会の最高規則である。ゆえに、会員はこれを守らなくてはならない。

## 第9章 会計

第26条 本会の経費は、会費の収入による。

第27条 本会の会計年度は、4月から1年間とする。

第28条 本会の予算は執行部で立案し、総会で決定する。決算は、中央委員会の監査を経て次年度の総会で報告する。

## 第10章 改正

第29条 会則を改正するには、中央委員会の3分の2以上の承認を得た後、総会の3分の2以上の賛成を受け、校長の許可を得なければならない。

## 第11章 附則

第30条 本会の会則を実施するため、細則を作ることができる。

第31条 本会の会則は、平成24年度の会則承認の日より実施する。

# 津南中等教育学校生徒会役員選挙規則

## 第1章 総則

第1条 この規則は生徒会会長・副会長・書記長を選ぶものである。

第2条 生徒一人一人の自由意志によって、公明正大で民主的な選挙が行われることを目的とする。

第3条 会員は、選挙管理委員をのぞき、等しく選挙権をもつ。

## 第2章 選挙管理委員会と役員

第4条 選挙管理委員会は、各学級より選出された各2名によって構成する。

第5条 役員任期は4月より翌年の3月までの1年間とする。

第6条 選挙管理委員は、一切の選挙運動を行うことができない。

## 第3章 選挙管理委員会の仕事

第7条 本会は、下記の仕事を行う。

- 1 選挙の告示を行う
- 2 立候補者の受付
- 3 選挙運動の一切の管理
- 4 投票所の準備及び開票結果発表

第8条 本会の役員及び委員は次の仕事を行う。

- 1 委員長は本会を代表し委員会の運営及び立候補者並びに責任者の承認を行う。
- 2 委員は選挙に関する諸処の仕事を行う。

## **第4章 立候補**

第9条 会長1名、前期副会長1名、後期副会長1名、書記長1名を公募する。

第10条 立候補は1～4学年の生徒を対象とし、本人の自由意志によってできる。

第11条 立候補者は学年問わず推薦者20名以上の署名を集め、立候補届とともに選挙管理委員長に提出する。

第12条 推薦者は役職が異なれば複数名推薦できる。

第13条 責任者は推薦者の中から1名立候補者が指名する。なお、責任者は他の立候補者の責任者にはなれない。

第14条 信任投票で不信任になったものは再立候補ができる。

## **第5章 立候補者の選挙運動**

第15条 選挙運動期間は選挙管理委員会の定めた期間とする。

第16条 立会演説会は選挙管理委員会の定めた日に行う。

第17条 個人演説会は選挙管理委員会の定めに従って行う。

第18条 ポスターは次の定めに従って作る。

- 1 選挙管理委員会の定めた用紙を使用する。
- 2 ポスターは校舎内の廊下の掲示板・窓ガラス・その他選挙管理委員会の定めた場所に掲示する。
- 3 枚数は5枚以内とする。

## 第6章 投票及び開票

第19条 投票の仕方、方法、順序、期日、時間、場所などは選挙管理委員会がその状況に応じて決定し発表する。

第20条 開票は選挙管理委員会の顧問の立ち会いの下で行う。

第21条 開票は投票日と同じ日に行い、学校長の承認を得て発表する。

第22条 開票し、全有効投票数が選挙人総数の半数に満たない場合はその選挙を無効にし、再選挙を行う。

第23条 次の投票は無効とする。

- 1 正規の投票用紙を用いていないもの。
- 2 白書や無関係のことを書いてあるもの。
- 3 記入が明確でないもの。

## 第7章 当選

第24条 選挙は有効投票数の最も多いものが当選とする。

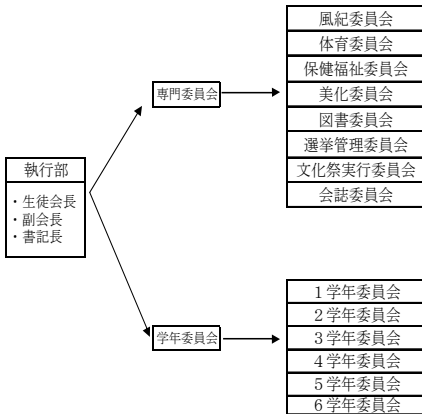
第25条 対立候補のいないときは、信任投票を行い有効投票数の過半数以上の票を得て当選とし、学校長の承認を得て発表する。

## 第8章 補欠選挙

第26条 本部役員に欠員が生じた場合は、選挙終了後30日以内のときは次点繰り上げ当選とし、それ以降は補欠選挙を行う。その任期は前任者の残任期間とする。



(1) 生徒会組織図



## 教育課程

学年 教科等	前期課程 (年賀総授業時数)			後期課程 (単位数)				
	1年	2年	3年	4年	理 系		文 系	
					5年	6年	5年	6年
国語	140	140	140	現代国語 2 言語文化 2	論理国語 3 古典探究 2	論理国語 2 古典探究 2	論理国語 3 古典探究 3	論理国語 3 古典探究 3
社会 地理歴史 公民	105	105	140	地理総合 2 歴史総合 2 公共 2	地理探究 2	地理探究 3	日本史探究 } 世界史探究 } 3 地理研究 } 3 政治・経済 } 3	日本史探究 } 世界史探究 } 4 倫 理 } 3 地理研究 } 3
数学	175	175	175	数学I 3 数学A 2	数学Ⅱ 4 数学B 2	数学Ⅲ 4 数学C 2	数学Ⅱ 4 数学B 2	数学Ⅱ 3 数学C 2
理科	130	140	140	物理基礎 2 生物基礎 2	物理 } 3 生物 } 化学基礎 2 化学 2	化学 5 物理 } 4 生物 } 4	化学基礎 2	化学セミナー 2 生物セミナー 2
音楽 美術 書道	45 45	35 35	35 35	音楽I } 美術I } 2 書道I }				
保健体育	105	105	105	体育 2 保健 1	体育 2 保健 1	体育 3	体育 2 保健 1	体育 3
技術・家庭 家庭	70	70	35		家庭基礎 2		家庭基礎 2	
情報				情報I 2				
外国語 (英語)	165	175	175	英語コミュニケーションI 3 論理・表現I 2	英語コミュニケーションII 4 論理・表現II 2	英語コミュニケーションIII 4 論理・表現III 2	英語コミュニケーションII 4 論理・表現II 2	英語コミュニケーションIII 4 論理・表現III 2
総合的な 探究の時間	50	70	70	1	1	1	1	1
道徳	35	35	35					
特別活動 生徒活動	35	35	35	1	1	1	1	1
合計	1100	1120	1120	33	33	33	33	33

\*教育課程は、一部変更される場合があります。



# 校 時 表

## 【前期課程】

・4月～11月

時 限	時 間	分
朝テスト・朝読書	8:30～8:40	10
朝学活	8:40～8:50	10
1 限	8:50～9:38	48
2 限	9:45～10:33	48
3 限	10:40～11:28	48
4 限	11:35～12:23	48
清掃・給食準備	12:23～12:38	15
給食・休憩	12:38～13:25	47
5 限	13:25～14:13	48
6 限	14:20～15:08	48
終学活	15:08～15:20	12
木曜日は7限まで	午後の時程は後期課程 と同じ	
部活動(火・水・金)・放 課		

・12月～3月

時 限	時 間	分
朝テスト・朝読書	8:40～8:50	10
朝学活	8:50～9:00	10
1 限	9:00～9:48	48
2 限	9:55～10:43	48
3 限	10:50～11:38	48
4 限	11:45～12:33	48
清掃・給食準備	12:33～12:48	15
給食・休憩	12:48～13:35	47
5 限	13:35～14:23	48
6 限	14:30～15:18	48
終学活	15:18～15:30	12
木曜日は7 限まで	午後の時程は後期課程 と同じ	
部活動(火・水・金)・放 課		

## 【後期課程】

・4月～11月

時 限	時 間	分
朝テスト	8:30～8:40	10
朝学活	8:40～8:50	10
1 限	8:50～9:38	48
2 限	9:45～10:33	48
3 限	10:40～11:28	48
4 限	11:35～12:23	48
清掃	12:23～12:38	15
昼食・休憩	12:38～13:25	47
5 限	13:25～14:13	48
6 限	14:20～15:08	48
7 限	15:15～16:03	48
終学活	16:03～16:15	12
火曜日・金曜日は 6限まで	午後の時程は前期課程 と同じ	
部活動(火・金)・放 課		

・12月～3月

時 限	時 間	分
朝テスト	8:40～8:50	10
朝学活	8:50～9:00	10
1 限	9:00～9:48	48
2 限	9:55～10:43	48
3 限	10:50～11:38	48
4 限	11:45～12:33	48
清掃	12:33～12:48	15
昼食・休憩	12:48～13:35	47
5 限	13:35～14:23	48
6 限	14:30～15:18	48
7 限	15:25～16:13	48
終学活	16:13～16:25	12
火曜日・金曜日は 6限まで	午後の時程は前期課程 と同じ	
部活動(火・金)・放 課		

## 住 所 欄

---

氏名 電話 ( )

-----  
住所 〒

---

氏名 電話 ( )

-----  
住所 〒

---

氏名 電話 ( )

-----  
住所 〒

---

氏名 電話 ( )

-----  
住所 〒

---

氏名 電話 ( )

-----  
住所 〒

---

氏名 電話 ( )

-----  
住所 〒

---

氏名 電話 ( )

-----  
住所 〒

---



## 住 所 欄

---

氏名 電話 ( )

-----  
住所 〒

---

氏名 電話 ( )

-----  
住所 〒

---

氏名 電話 ( )

-----  
住所 〒

---

氏名 電話 ( )

-----  
住所 〒

---

氏名 電話 ( )

-----  
住所 〒

---

氏名 電話 ( )

-----  
住所 〒

---

氏名 電話 ( )

-----  
住所 〒

---

# 時 間 割

	月	火	水	木	金
<b>1</b>					
<b>2</b>					
<b>3</b>					
<b>4</b>					
<b>5</b>					
<b>6</b>					
<b>7</b>					
部活動 その他					

# 時 間 割

	月	火	水	木	金
<b>1</b>					
<b>2</b>					
<b>3</b>					
<b>4</b>					
<b>5</b>					
<b>6</b>					
<b>7</b>					
部活動 その他					

第 学年 組 番	
氏 名	年 月 日生
現住所	〒 ----- ☎
保護者 氏 名	
健康保険 記号番号	本人血液型
学 級 担 任	氏 名 ----- 連絡先
学 級 担 任	氏 名 ----- 連絡先
学 校 電 話	事務室 025-765-2062(代) 中等直通 025-765-2315

発 行 新潟県立津南中等教育学校  
津南町大字下船渡戊298番地1

制 作 (有)津南印刷商事  
津南町下船渡戊550番地3  
☎025-765-2171

